5　菊池市長による措置
　所有者等が４の期限までに３の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、３の措置を行う。
6　動産等の取扱い
　市長等が３の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産を撤去し処分する。
　動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。
7　問い合わせ先
　菊池市役所都市整備課
　電話0968―25―7242　ＦＡＸ0968―25―5398

特定空家等に関する公告

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。
　令和７年４月16日　　菊池市長　江頭　実
1　当該建築物の所在地
　熊本県菊池市隈府219番地５
2　当該建築物の家屋番号等
　家屋番号　219番５の２
　種　　類　共同住宅
　構　　造　木造セメント瓦葺平家建
　延床面積　128.99㎡
3　所有者等に命じる必要な措置の内容
　建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。
4　措置の期限
　令和７年５月16日

会社その他の公告

解散公告
　当社は、令和七年二月十二日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　北海道帯広市西六条南三丁目一番地
　有限会社丸誠市川工務店
　清算人　市川　朝也

解散公告
　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　札幌市中央区大通西二十五丁目一番二号
　株式会社ＨＬワークス
　代表清算人　山川　忠一

解散公告
　当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　札幌市北区あいの里四条九丁目一番一号
　合同会社大心
　清算人　山崎　泰博

解散公告
　当法人は、令和七年三月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　北海道赤平市東文京町三丁目四番地一三
　特定非営利活動法人ウッドネット北海道
　清算人　森　武雄

解散公告
　当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　岩手県下閉伊郡山田町大沢第一三地割五九番地四三
　有限会社ホテル峠
　清算人　長洞登美子

解散公告
　当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　岩手県盛岡市上堂一丁目一番一五号
　有限会社ぱんはうすエーワン
　清算人　高屋　晋一

解散公告
　当社は、令和六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　仙台市宮城野区原町四丁目八番一―五〇五号
　有限会社伊藤架設
　清算人　伊藤　繁